

山口県における第14次労働災害防止計画（概要）

～第14次労働災害防止計画を策定し、死亡・死傷災害の減少を目指します～

○ 重点事項ごとの具体的取組 計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①転倒防止・腰痛予防対策の取組推進
【転倒災害防止対策実施事業場割合 50%以上増】
- ②介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入割合増】
- ③「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の推進
- ④骨密度、ロコモ（運動器症候群）度、視力等の転倒災害の発生につながるリスクの見える化に向けた情報収集

【アウトカム】 ■増加が見込まれる転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
■転倒による平均休業見込日数 40日以下
■増加が見込まれる社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率の減少

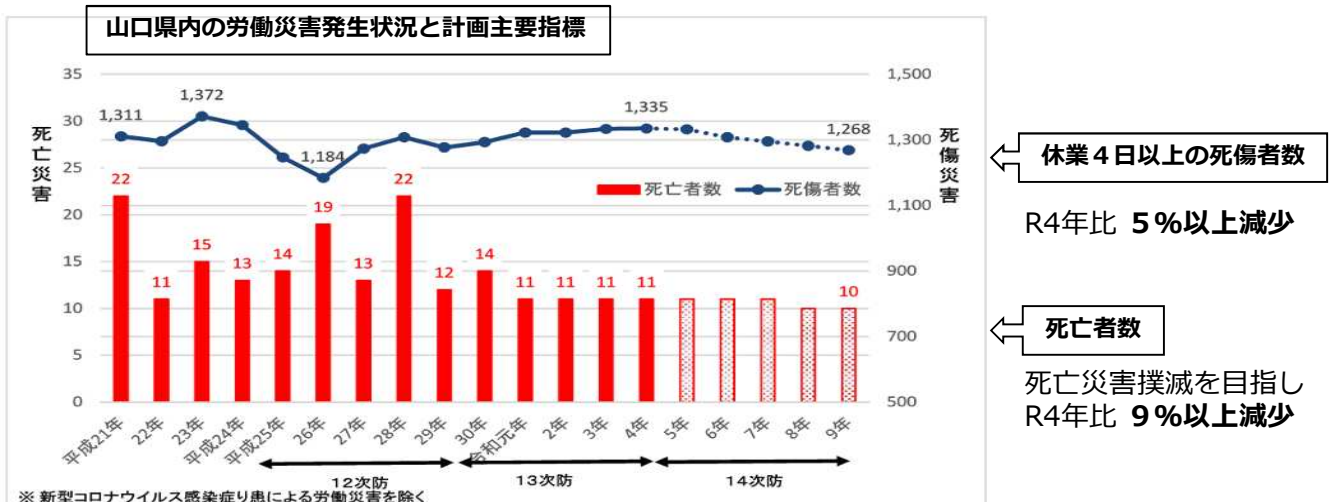
3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの取組50%以上】

【アウトカム】 ■増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインの周知
- ②副業・兼業を行う労働者について自身の健康管理を適切に行えるツールの活用促進
- ③障害のある労働者について就業上の配慮の必要性の周知




5 個人事業者等の安全衛生対策推進

- ①労働者でない個人事業者等の業務上災害の実態把握、自らによる安全衛生確保の措置、注文者等による保護の在り方に関して必要な対応について検討する。
- ②請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を講ずることを事業者¹に義務付ける改正について周知


6 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落災害、転倒災害を重点とし、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）
【実施事業場割合 45%以上】
- ②建設業対策（墜落・転落災害防止のリスクアセスメントに基づく取組推進）
【実施事業場割合 85%以上】
- ③製造業対策（はさまれ・巻き込まれ防止対策の取組の推進）
【実施事業場割合 60%以上】
- ④林業対策（チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）
【実施事業場割合 50%以上】

[アウトカム]	■ 陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少
	■ 建設業 死亡者数 25%以上減少
	■ 製造業 機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数 5%以上減少
	■ 林業 死亡災害を発生させない


7 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）
【全事業場 対策に取り組む割合 80%以上】
【50人未満の事業場 ストレスチェック実施の割合 50%以上】
- ②過重労働対策
 - ・健康確保措置の徹底
 - ・年次有給休暇の取得促進【年休取得率70%以上】
 - ・勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
【インターバル制度導入割合15%以上】

[アウトカム]		■ 職業生活の悩み又はストレスのある労働者割合 50%未満
		■ 週労働時間60時間以上の雇用者割合 5%以下

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 80%以上】
- ②石綿、粉じん対策
 - ・石綿事前調査の適切な実施
 - ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）
- ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の事業場割合 増加】
 - ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]	■ 化学物質に係る災害 5%以上減少
	■ 熱中症による死亡災害を発生させない。

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

